

令和6年 第2回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和6年11月26日 開会

令和6年11月26日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

議案第 7 号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第 1 号）

議案第 8 号 令和 5 年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 9 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

（以上 11月26日 提出）

令和6年第2回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和6年11月26日 午後4時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案第7号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）

議案第8号 令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第9号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（7名）

2番	黒石市長	高樋	憲議員	8番	板柳町長	葛西健人	議員
4番	平川市副市長	古川洋	文議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
6番	藤崎町長	平田博	幸議員	10番	つがる市副市長	今正行	議員
7番	田舎館村長	品川新一	議員				

《欠席議員》（3名）

1番	弘前市副市長	田中泰宏	議員	5番	青森市長	西秀記	議員
3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員				

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地清夫
副企業長	長尾忠行	監査委員	台丸谷績
副企業長	倉光弘昭		
事務局長	黒沼立真	西北事業部長	高橋隆治
津軽浄水課長	工藤和生	西北総務課長	中野雅仁
津軽工務課長	藤田守正	西北工務課長	小林良太
津軽浄水課参事	清野真人	西北総務課長補佐	柴谷康文
津軽工務課参事	盛吉明		
津軽総務課主任	成田和正		

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	川辺貴志	書記	津軽総務課長補佐	鳴海貴幸
-----	--------	------	----	----------	------

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
午後 4 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和 6 年第 2 回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

前回の議会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。

本年10月、田舎館村長に当選されました、品川新一氏が議員に就任されました。

続きまして、本年 4 月、弘前市副市長に就任されました 田中泰宏氏が議員に就任されました。

田中議員は所用のため本日欠席となっております。（田中議員欠席）

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員）

ただいまの出席議員は 7 名で、定足数に達しております。

よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 1、「議席の指定」を行います。

会議規則第 3 条第 2 項の規定により、1 番に田中泰宏議員、7 番に品川新一議員を指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

4 番古川洋文議員、6 番平田博幸議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 4「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（川辺貴志）（朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第7号から第9号までの以上3件
- 一 企業長報告 報告第1号から第3号までの以上3件
- 一 監査報告 津広水監発第2号及び津広水監発第3号の以上2件

以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第7号から議案第9号の以上3件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。

○企業長（櫻田宏） 議長、企業長。

○議長（高樋憲議員） 企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和6年第2回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第7号は、「専決処分の報告及び承認について」であります。内容は、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の追加などであり、事務手続きに急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであります。

議案第8号は、「令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

初めに、地方公営企業法第32条第2項に基づく令和5年度の利益の処分について、津軽事業部水道用水供給事業においては、2億4,816万8,509円を資本金に組み入れし、6億4,279万1,080円を減債積立金に積み立てしようとするものであります。

続きまして、令和5年度決算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、津軽事業部水道用水供給事業について、ご説明申し上げます。用水供給の状況についてであります。年間用水供給量は、2,411万4,686立方メートルで、前年度との比較では、8,297立方メートル、0.03パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入決算額27億3,332万61円に対し、支出決算額は、20億8,243万453円となっており、消費税抜き後の額で、6億4,279万1,080円の当年度純利益が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額726万円に対し、支出決算額は、5億7,132万7,441円となっており、収支差し引きの不足額5億6,406万7,441円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

次に、西北事業部水道事業について、ご説明申し上げます。

令和5年度における給水の状況についてであります。年度末における給水戸数は1万3,655戸、給水人口は2万7,232人で、これに対する有収水量は261万1,242立方メートルで、前年度との比較では、0.92パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額11億6,743万1,887円に対し、支出決算額は、15億8,953万4,347円となっており、消費税抜き後の額で、4億5,932万2,981円の当年度純損失が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。収入決算額3億6,610万1,236円に対し、支出決算額は、8億9,309万923円となっており、収支差し引きの不足額5億2,698万9,687円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

議案第9号は、当企業団が加入しております「青森県市町村総合事務組合」を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更をするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○副企業長（倉光弘昭） 議長、副企業長。

○議長（高樋憲議員） 副企業長。

○副企業長（倉光弘昭） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案いたしております議案うち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る11月20日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第7号「専決処分の報告及び承認について」を審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（黒沼立真） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第7号について補足説明を申し上げます。

当企業団が加入している、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務に、森林環境税に係る徴収金を加えるとともに、規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、令和6年7月12日までに関係書類を提出する必要がある、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものであります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

採決いたします。議案第7号は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第8号「令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（黒沼立真） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 議案第8号は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、決算を議会の認定に付するものであります。

私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げます。

初めに、利益の処分についてご説明いたしますので、お手元に配布しております「令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計決算書」の7頁をお開きください。

令和5年度末の未処分利益剰余金8億9,095万9,589円のうち、減債積立金として使用した2億4,816万8,509円を資本金に組み入れしようとするものであります。また、令和5年度の純利益である6億4,279万1,080円は、企業債の償還に充てるため、減債

積立金に積み立てしようとするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明いたしますので、決算書の1頁・2頁をお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は、27億3,332万61円となり、予算額に比べ7,028万4,061円の増となりました。

これは、予算に比べて、営業収益では供給水量が30万2,686立方メートルの増となったことや、営業外収益では、水力発電設備の修繕工事による売電収入停止期間を4.5か月と見込んでいましたが、実際は1.5か月程の停止期間となったため2,220万2,146円の増となったことなどによるものであります。

特別利益は、過年度損益修正益であり、826万7,616円で皆増となっております。理由は、活性炭の入札談合に係る和解金が626万8,716円、業務委託契約の解除に伴う履行保証保険金が199万8,900円によるものであります。

次に下の表の支出決算額は、20億8,243万453円となり、不用額は、3億7,740万3,644円となりました。

不用額の主なものは、修繕費、異臭味対応のために計上した委託料、薬品費などです。また、営業外費用は、支払利息、消費税等の納付額であります。

特別損失は2,503万402円で皆増となっております。理由は、第二水力発電所建設事業の中止に伴い、建設仮勘定から減損処理を行ったものです。これは会計上の支出でありまして、現金支出を伴うものではありません。

決算書の5頁損益計算書をお開きください。

下から3行目にありますとおり、税抜き後の当年度純利益は、6億4,279万1,080円となっております。

決算書の3頁・4頁をお開きください。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は、726万円となり、予算額に比べ6,000万円の減となりました。

これは工事の中止等により企業債の借入れがなくなったものであります。

次に、下の表の支出決算額は、5億7,132万7,441円となり、翌年度繰越額を除いた不用額は、6,160万2,462円となりました。

不用額の主なものは、工事請負費及び委託料などであり、更新する機器、設備の製作期間の長期化による中止、延期が主な理由であります。

なお、建設改良工事の概況は、14頁に記載しております。

また、翌年度への繰越内容及び継続費の精算につきましては、企業長報告第1号「予算繰越計算書」及び第2号「継続費精算報告書」をご参照くださるようお願いいたします。

以上のことから、表の欄外に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億6,406万7,441円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額813万5,927円、減債積立金2億4,816万8,509円及び過年度分損益勘定留保資金3億776万3,005円をもって補てんしております。

以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業の補足説明を終わります。

○西北事業部長（高橋隆治） 議長、西北事業部長。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（高橋隆治） 私からは、「第2章西北事業部水道事業」について、補足説明申し上げます。

決算書の26頁をお開き願います。

初めに、「（1）収益的収入及び支出」についてご説明いたします。「収入」の「第1款 水道事業収益」は、決算額が11億6,743万1,887円となり、予算額に比べ、1,992万4,113円の減となりました。減となりました主なものは、給水収益であります。

次に、「支出」の「第1款 水道事業費用」は、決算額が15億8,953万4,347円となり、不用額は1,996万6,653円となりました。不用額となりました主なものは、原水及び浄水費の動力費、総係費の給料及び手当等であります。

続きまして、「（2）資本的収入及び支出」についてご説明いたしますので、28頁をお開き願います。

「収入」の「第1款 資本的収入」は、決算額が3億6,610万1,236円となり、予算額に比べ、236円の増となりました。増となりましたものは、第3項出資金であります。

次に、「支出」の「第1款 資本的支出」は、決算額が8億9,309万923円となり、不用額は、6,293万3,077円となりました。不用額となりました主なものは、施設費の工事請負費、営業設備費の量水器購入費であります。

これにより、表の下に記載しております「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」5億2,698万9,687円は、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額」3,558万6,901円及び、「過年度分損益勘定留保資金」4億9,140万2,786円をもって補てんしております。

続きまして、「事業内容の報告」をいたします。35頁をお開き願います。

「アの給水の状況」ですが、令和5年度末の給水戸数は、1万3,655戸、給水人口は、

2万7,232人で、普及率は87.94パーセントとなっております。有収水量は、261万1,242立方メートルで、有収率は78.39パーセントとなっております。

次に、「イの改良事業の状況」ですが、事業費5億6,016万3,148円をもって、つがる市に4,317.1メートル、五所川原市に218.3メートルの配水管を布設替えしました。

最後に、「ウの経営収支の状況」ですが、収益的収支では、税抜きの収入総額10億8,232万9,051円に対し、支出総額は15億4,165万2,032円となり、収支差し引きで、4億5,932万2,981円の「当年度純損失」が生じました。

4年度の繰越欠損金6億4,821万6,903円と当年度純損失4億5,932万2,981円を合わせた11億753万9,884円については、全額「繰越欠損金」とするものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号は、原案のとおり可決及び認定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定されました。

続きまして、議案第9号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」を審議いたします。

事務局より補足説明があります。

○事務局長（黒沼立真） 議長、事務局長。

○議長（高樋憲議員） 事務局長。

○事務局長（黒沼立真） 「議案第9号」について、補足説明を申し上げます。

当企業団が加入している、青森県市町村総合事務組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が、令和7年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する、地方公共団体の数の減少、及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。
本案について、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。

○企業長（櫻田宏） 議長、企業長。

○議長（高樋憲議員） 企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和6年第2回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和5年度決算の認定など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

これから寒さが日に日に厳しくなって参ります。議員の皆様には、くれぐれも健康に御留意され、一層の御活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさついたします。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和6年第2回津軽広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後4時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 古 川 洋 文

(平川市副市長)

署名議員 平 田 博 幸

(藤崎町長)
